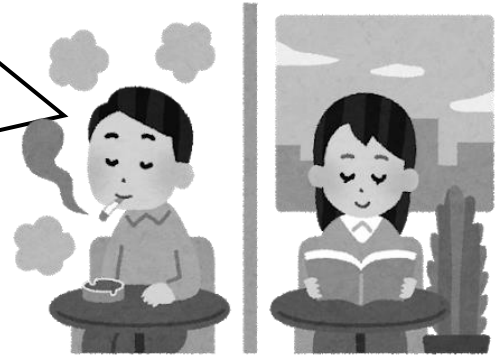


- 今年の春(4月1日から)法律の改正で喫煙ルールが変わります。
- すべてのお店や企業は準備が必要となります。
- 特に飲食店では特例もあります。この機会にキホンを知り、準備することをご確認ください。



● あなたのお店やオフィスは大丈夫？

お店やオフィス・事務所等に求められる 受動喫煙防止対策のキホン説明会

2020年4月に改正された健康増進法全面施行となり、すべてのお店や企業で受動喫煙防止対策が始まります。

施設・店舗の喫煙ルールはどうすればいいのか？基本を理解し、4月に向けて準備を進めていきましょう。

■喫煙ルールの基本（要約：詳細は当日ご説明いたします）

- 法律改正後の基本は「自宅」「ホテルや旅館の喫煙室」以外「禁煙」となります。
- 室内で喫煙を許可するには法律に基づいた喫煙所が必要となります。
- 飲食店については下記いずれかに該当する場合、適切な対応をとることで室内での喫煙が可能となります。
 - 2020年4月1日以前に開業している。
 - 客席面積100㎡(約30坪)以下
 - 資本金5000万円以下

内容 ○受動喫煙防止対策に関する新たな制度について（約30分）

～室内原則禁煙、各店や企業や実施する受動喫煙防止対策を理解・整理する。

- ・ 施設管理者の責務
- ・ 施設ごとの規制内容
- ・ 標識掲示の種類と掲示場所 等…

○質疑応答・個別相談会

講師 諏訪保険福祉事務所健康づくり支援課職員（予定）

日時 1月23日（木）14時00分～15時00分

会場 諏訪商工会議所（諏訪市小和田南14-7）

参加費 無料

申込締切 1月20日（月）（定員次第締切） **定員** 50名

申込方法 下記方法で諏訪商工会議所にお申込みください。

諏訪商工会議所のwebサイト（左QRコード可）もしくは裏面申込書



申込フォームへ

主催：諏訪商工会議所 諏訪中小企業相談所

1/23 受動喫煙対策の基本説明会申込書

受講者氏名	代表者	
企業名		
連絡先 e-mail (代表者の e-mail)	※ お申込後、詳細のご連絡をこちらの e-mail にお送りいたします。 ※ 添付ファイルが受け取れない携帯電話はご遠慮ください。	

・下記いずれかの方法でお申し込みください。

- ① 諏訪商工会議所窓口
- ② ファクス (**0266-57-1010**)
- ③ e-mail (**info@suwacci.or.jp**)

※ご記入頂いた個人情報は、この説明会に必要な業務範囲内（案内書送付、出欠席確認、修了書発行、請求書発行など）のみで使用させていただきます。ただし、申しいただきましたご住所へ諏訪商工会議所が主催する他の講座等のご案内をさせていただく場合があります。希望をされない方はこちらにチェックをしてください。 希望しない

諏 訪 商 工 会 議 所

〒392-8555 諏訪市小和田南14-7

ファクス：57-1010 / 電話：52-2155